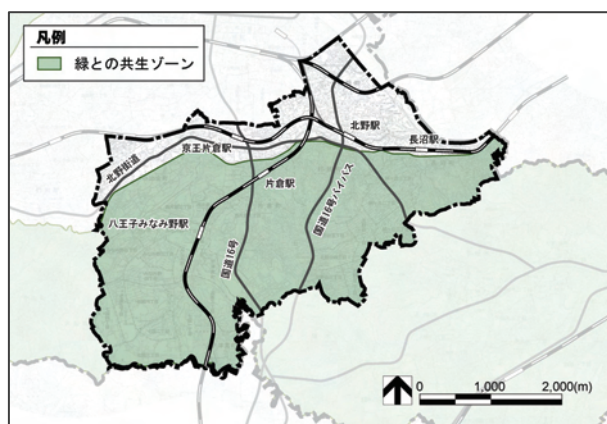


V. 東南部地域

1) 東南部地域の区域



【該当する町丁目】

北野町・打越町・北野台1～5丁目・長沼町・絹ヶ丘1～3丁目・小比企町・片倉町・西片倉1～3丁目・宇津貫町・みなみ野1～6丁目・兵衛1～2丁目・七国1～6丁目

2) 景観形成方針（法第8条第3項）

<テーマ1> 北野駅・八王子みなみ野駅周辺の賑わいと親しみが感じられる景観づくり

- 北野駅前では、商業施設の集積を活かし、地域・交流の拠点として賑わいと活力のある景観を形成する。
- 北野駅周辺は、街路樹や湯殿川の親水広場等の環境整備の実績を活用し、歩行者空間の充実等を図り、快適で潤い豊かな景観を形成する。
- 八王子みなみ野駅前では、八王子ニュータウンや大学等の玄関口として、歩行者の快適性が確保されたゆとりと賑わいのある景観を形成する。
- 八王子みなみ野駅周辺では、計画的に整備された道路や緑地と駅の東側の兵衛川や丘陵地の散策路等、周辺の景観資源のネットワーク形成を図り、計画的市街地と自然が一体となった潤いのある景観を形成する。
- 周辺と調和した色彩を用いることや、過剰な意匠の屋外広告物を控えること等により、賑わいの中にも風格が感じられるまち並みを形成する。

<テーマ2> 湯殿川、兵衛川の河川空間の魅力づくり

- 湯殿川及び兵衛川では、水辺を身近に感じることができる潤い豊かな景観を形成する。
- 湯殿川及び兵衛川沿いの緑地や散策路は、適切な維持・管理を行い、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。
- 片倉城跡公園周辺では、既存の緑地や湧水等の資源を活かすとともに、湯殿川の水辺空間と一体的な景観を形成する。
- 水辺にも顔を向けた建物の配置や、水辺の開放感に配慮したオープンスペースの確保、設備や工作物等の配置の工夫や修景等により、水辺と一体となった景観を形成する。

<テーマ3> 計画的な住宅地の良好な景観づくり

- 北野台団地、絹ヶ丘団地等の丘陵地に開発された計画的な戸建て住宅地では、住宅地内に整備された雰囲気の良い緑道を維持し、敷地内の緑化の推進とあわせ、良好な緑に包まれた落ち着いたあるまち並みの景観を保全する。
- 八王子ニュータウンでは、駅周辺の中高層住宅地とその周辺の戸建て住宅地が、敷地内緑化等で緑が連続するまち並み景観を形成する。
- 落ち着いた感じられる素材や色彩を用いること等により、緑が映える景観を形成する。

<テーマ4> 丘陵地からの眺望を大切にした景観づくり

- 八王子ニュータウン内にある、「関東の富士見百景」に指定されている栃谷戸公園では、現在の良好な眺望景観を保全する。
- 丘陵地の住宅地から、周辺の山並みや市街地等への眺望を確保する。

<テーマ5> まとまりのある農地の保全による景観づくり

- 小比企町のまとまりのある農地や片倉城跡公園の西側に広がる農地は、地域の特徴ある景観として保全する。

<テーマ6> 新たな幹線道路と緑豊かな環境が調和した景観づくり

- 小比企丘陵を横断して整備が進む八王子南バイパスでは、地域の環境をより向上させる質の高い街路景観の形成を図る。
- 八王子南バイパスの沿道については、農地や斜面緑地との調和に配慮した敷地内の緑化やオープンスペースの確保等により、緑豊かなまち並みの創出に努める。
- 屋外広告物は、建築物と一体的なデザインとする、建築物相互に素材や色彩、緑化・樹種を協調させる等により、幹線道路としてまとまりが感じられるように努める。

<テーマ7> 「緑との共生ゾーン」における景観づくり

- 浅川や湯殿川、兵衛川の水辺や、周辺の緑との調和を図るとともに、川沿いの散策路等からの見え方に配慮するよう努める。